

市からの連絡帳

税

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。
また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。
問 東京法務局田無出張所
☎042-461-1130
▶ 資産税課 ☎042-460-9830

子育て・教育

保護者助成金の支給

対 在住で次の全てに該当する保護者
①認可外保育施設(東京都の補助事業の対象となっている認証保育所、定期的利用保育事業実施施設および企業主導型保育施設)と月極めで契約をしている子どもと同居している(一時保育は対象外)。
②保育料を完納している。
③①に該当する子どもが、認可保育所、地域型保育事業または認定こども園(子ども・子育て支援法の規定による支給認定1号を受けている者を除く)を利用していない。
□ 助成金額 保育料(実費分などの一部を除く)と上限額を比較していずれか低い額
□ 無償化対象児童

	助成額(上限額)	
0~2歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万5,000円
3~5歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万円

	助成額(上限額)	
0~2歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	3万円
3~5歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万円

□ 申請方法 施設を通じて配布される申請書に必要事項を明記し、指定された期日までに各施設に提出してください。

※9月中に配布されない場合は、お問い合わせください。
※ベビーホテルは対象外
※詳細は市HPをご確認ください。
▶ 保育課 ☎042-497-4926

子供医療費助成制度

～乳・子医療証の送付～

現在乳・子医療証をお持ちの方は、原則自動更新となりますので、新しい医療証を9月下旬に送付します。
なお、転入などで更新手続きが必要な方には7・8月に書類を送付しました。まだ手続きをしていない方は必ず行ってください。本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。
▶ 子育て支援課 ☎042-460-9840

市立小・中学校の学校選択制度

新入学の児童・生徒を対象に、住所地の指定校以外の市立小・中学校に入学を希望する場合は、希望校を事前に申し立てることができます。

対 令和3年度新入学児童・生徒
持 認め印
□ 受付窓口
時 10月1日(木)~30日(金)平日午前8時30分~午後5時
場 学務課(田無第二庁舎3階)
□ 臨時窓口
時 10月14日(水)~16日(金)午前8時30分~午後5時
場 保谷東分庁舎
※本市に転入予定の方は別途書類あり。詳細は下記へお問い合わせください。
□ 学校選択制度のご案内
9月上旬に、対象の方へ「学校選択制度のご案内」を送付しました(市立小学校の6年生には在籍校で配布)。届いていない場合は、下記へご連絡ください。
□ 学校案内パンフレット
学務課(田無第二庁舎3階)で配布
▶ 学務課 ☎042-420-2824

暮らし

民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方へ

保証人が見つからないなどの理由により、民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対し、住宅探しのお手伝いや保証委託契約のあっせんなどを行っています。

◆ 住宅探しのお手伝い
担当者が住宅探しのお手伝いをするなど
◆ 保証委託契約のあっせん
住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のあっせん
▶ 住宅課 ☎042-438-4052

公共下水道への切り替えを

公共下水道(汚水)に未接続の場合、浄化槽を利用していても、洗濯や流しなどの汚水が直接河川に流れ込み、悪臭や汚濁の原因となります。

浄化槽やくみ取り便所を利用している場合は、遅滞なく公共下水道に接続することが法律で義務付けられています。現在、市内のほぼ全域で公共下水道の利用ができますので、早めの切り替えをお願いします。
申 市の指定下水道工事店へ
※市HPで紹介しています。
▶ 下水道課 ☎042-438-4058

選挙

9月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

□ 登録者数 男性8万2,505人、女性8万8,726人、計17万1,231人
前回の選挙時登録者数と比較すると、男性383人増、女性418人増、計801人増加しています。
□ 今回の定時登録の要件
①日本国民
②平成14年9月2日以前に出生
③9月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、6月1日までに本市の住民基本台帳に記載)、または、5月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居

住していた
□ 在外選挙人名簿登録者数 男性91人、女性105人、計196人
□ 今回の在外選挙人名簿登録などの要件
①日本国民
②登録申請時に満18歳以上
③在外選挙人名簿に登録されていない
④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
●その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
●本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
▶ 選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

募集

市職員募集(令和3年1月1日付採用)

□ 試験区分 一般事務I類(経験者)
□ 試験案内 職員課(田無庁舎5階)・市HPで9月23日(水)まで配布
申 9月23日(水)(消印有効)まで
※詳細は市HP・試験案内で必ず確認してください。
▶ 職員課 ☎042-460-9813

etc その他

寄附
市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
※(有)瀬川工業所 代表取締役 加藤幸恵様(ミストシャワー)
※コカ・コーラポトラーズジャパン(株)様(飲料)
※(一社)西東京市文化芸術振興会 様(書籍)
※鎌田忠詞 様(ミストシャワー)
▶ 総務課 ☎042-460-9810
※中岡裕美 様(1万円)
※匿名2人(各1万円)
※田淵友昭 様・土屋茂 様(金員)
▶ 秘書広報課 ☎042-460-9803

はなバスに関するお知らせ

□ はなバスに関するお知らせ
◆ 10月1日(木)始発バスより、はなバス全ルートダイヤを改正します。
□ 改正後の時刻表の閲覧場所
9月15日(水)以降に、公共施設(田無庁舎、防災・保谷保健福祉総合センター、出張所、図書館、公民館)で配布するほか、各停留所と市HPでもご覧いただけます。
□ ダイヤ改正の目的
「はなバスの運賃及びルートを見直す際の基準」を踏まえ、利用実態に合ったダイヤ改正をすることにより、市民ニーズに合致したはなバスの持続的な運行確保を目指します。
□ ダイヤ改正のポイント
● 利用実態に合わせて運行本数を調整
● (出)・(回)・(宛)ダイヤの導入(始発・終発便の時間帯および運行本数を変更)
● 各ルートのできる限り分かりやすいダイヤ編成(パターンダイヤ)を検討
◆ はなバス第4北ルート 西原町4丁目(田無ファミリーランド)停留所の休止期間の延長について
9月30日(水)まで休止を予定していた西原町4丁目(田無ファミリーランド)停留所については、都合により、当面の間休止期間を延長することになりました。
再開の時期などについては、決まり次第、改めてお知らせします。
▶ 交通課 ☎042-439-4435

◆ はなバス第4南(折返し)ルート 芝久保児童館停留所の設置について
芝久保児童館前に停留所を設置します。設置した停留所は10月1日(木)の始発よりご利用いただけます。

